

1 長屋の一角

被告は繰り返し、原告の写真のキャプションには「長屋の一角」と建物を示す言葉があり、建物には「復元」が必要だと主張する。一方で、学び舎の写真のキャプションには建物を示す言葉がないので「復元」を書く必要ないと主張してきた。

ところが、番号2「エルサレム」の本件申請図書の写真には、キャプションが「エルサレルユダヤ教・キリスト教・イスラム教の3つの聖地が重なっています」と書かれているにもかかわらず被告は、写真に世界遺産の建物が写っているから世界遺産マークが欠落しているとして検定意見を付けた。その際、「写真の示す内容はキャプションの記述だけから判断されるものではない」とも主張した。

この伝でゆけば、当該長屋の写真について、学び舎の写真のキャプションには建物という言葉はないものの写真には長屋の建物が原告の申請図書の写真と同程度の割合で明確に写っている。それゆえ、原告に「復元」の記述を求めるのであれば、学び舎に対しても同じ検定意見を付けなければならない。それをしないのはダブスタであり、違法検定である。

なお、被告は、文化庁文化審議会の復元に関する基準（甲5）は、令和2年4月17日に決定・公表されたものであるから、当該基準を根拠に本件検定における検定意見の適否を論じることはできないと主張するが、当該基準によらなくとも「復元」は一般に「もとの位置、形態に戻すこと」（広辞苑第二版＜1969年発行＞）とあり、「復元」という概念において「もとの位置」というファクターは不可欠である。したがって、博物館の中の模型の建物は元の位置にあるものではないから「復元」と注記することは不適切である。

被告は、また、「申請図書上において描写された建造物については、生徒において当該建造物が現物か再現されたものかを理解することが有益であることから、当該建造物が復元物である場合には「復元」と明示することが求められる。」（下線は原告）という。

しかし、ここで「現物」と「再現されたもの」という対比はスリカエである。「現物」と「その場に再現されたもの」を対比すべきで、その場に再現されているからこそ、それを見る人が現物と誤解しかねないので「復元」の注記が必要となるのである。本件に当てはめれば、繰り返すが博物館にある建物は、もとの位置にあるものではないから、現物と説明する余地がないから「復元」と注記する必要がそもそもないのである。

また、被告はこのことに関し、「当該写真が博物館の一部であることを示す記述がないこと、あたかも現物のように見えるおそれがあることから」などと主張するが、この写真は「深川江戸資料館（江東区白河）に行って分かったこと」というタイトルの枠の中の記述であり、博物館の中にあることは間違いようがない。

さらにもう一つ、被告の主張の矛盾を指摘しておく。被告第4準備書面では、「廁」について広辞苑の説明をつけて建築物と断定しているが、一方、被告第2準備書面では、学び舎の申請図書の記述については「「共同井戸」「便所」及び「ごみ溜め」はいずれも設備ないし道具である」として、検定意見を付さなかったという。

原告第7準備書面（再反論 令和5年4月27日）

同じ写真であっても、本件申請図書の「廁」は建物で、学び舎の「便所」（＝廁）は道具である。これが被告の主張なのである。

以上の通り本件検定は明らかなダブスタ検定であり、従って違法である。

2 エルサレム

原告の準備書面（4）で述べたとおり、「エルサレム」のキャプションは、この地がユダヤ教・キリスト教・イスラム教の3つの聖地が重なっていることを示すために付けたものであって、旧市街と城壁群の一部が写っていてもそれに着目させることを狙ったわけではない。

ところが、被告の反論は場当たり的である。番号1の「長屋の一角」の写真においては、学び舎の写真のキャプションは、「共同井戸・便所とごみ溜め」と見出しが付いていて建物を示す言葉がないことを理由にして検定意見を付けなかった。

また、被告は「③エルサレム」の写真は世界遺産の登録を受けている「エルサレムの旧市街とその城壁群」を構成する岩のドームを示すものといえるのであって、かつ、同一のページにおいて、地図を挟んで対照的に①サンピエトロ大聖堂の写真が掲載されているという本件申請図書の構成も踏まえると、「③エルサレム」の写真を見た中学校段階の合理的一般人は、具体的な建物である岩のドームに注目するのが自然であると評価できる。そうすると、「③エルサレム」には、「①サンピエトロ大聖堂」同様、世界遺産のマークを付する必要があり」と主張を繰り返している。

しかし既に述べたとおり、サンピエトロ大聖堂の写真は、サンピエトロ大聖堂そのものに着目させるものであるからキャプションも「サンピエトロ大聖堂」として世界遺産マークを付けた。エルサレムの写真はここで世界遺産を紹介する意図はなく、単にエルサレムの街並みを示す写真として用いるのであるから世界遺産マークは付けなかったものであり、被告のいう表記の不統一の指摘は当たらない。

違法検定である。

3 ロンドン軍縮条約

被告は原告第2準備書面の下記主張に何ら反論していない。反論できないのである。

「翌年の検定再申請教科書では、「米英日の補助艦の比率がほぼ10：10：7に定められ、危機感を抱く軍人も増えました。」と記述して検定を合格した（下線は原告）。しかし、「ほぼ」の追記だけで合格としたところで、これを読む生徒は、被告の主張するところの、軍人が危機感を抱くことになった原因について全く理解できない。被告の主張通りなら「米英日の補助艦の比率が対米7に達しなかったので、危機感を抱く軍人も増えました」としなければならないはずである。主張との明らかな矛盾が生じている」。

繰り返し述べるが、この「ほぼ10：10：7」の記述を認めることは、生徒が、対欧米比率が「7」割になったことに軍人たちが不満をもったと認識することを許容していることになる。被告の元来主張する「7割に満たなかったから」ということが全く反映されない記述になることを認めたのだ。

なお、被告は、「ロンドン海軍軍縮条約は、もともと日本が「三大原則」（補助艦総括及び大型巡洋艦の対米7割、潜水艦の現有勢力保持）を掲げていたところ、浜口雄幸首相が海相事務代理として、対米7割を強硬に主張する海軍軍令部を抑えて、これにわずかではあるが足りない内容で政治的に締結された経緯があり、この点を特に問題視した海軍軍令部によって、その後政治問題にまで発展している」と述べるが不正確である。

もともと海軍軍令部は軍縮条約締結そのものに反対であり、対米7割を主張したのは緊縮財政を推し進めようとする浜口内閣との妥協である。そして、6. 975を政治問題に発展させ、統帥権干犯問題にまで広げたのは軍令部ではなく、浜口内閣の野党・政友会であり、鳩山一郎である。以上指摘しておく。

いずれにせよ、上記の通り被告の主張は矛盾に満ちており、明らかな違法検定である。

4 ヤマト王権

被告は「混同を回避すべき「地名」の特定もなく」と主張するが、その地名については本件申請図書の本文36ページ第1行目に「大和（奈良県）の豪族を中心とする・・・」と明確に書いてある。本文を読むことによって、ヤマトは奈良県の大和（やまと）と混同する恐れを回避するためであることは容易に理解できる。

以上の通り本件検定は明らかなダブスタ検定であり、従って違法である。

5 惣の掟

被告は第4準備書面で、「本訴訟における原告の主張は、これを三か条が特定の時期に「成立した」と言い換えて独自の評価を持ち込むことにより、論点をすり替えているものというほかない」と述べているが、「論点のすり替え」という意味が不明である。被告は原告の主張を、原告が「成立した」と言い換えたと引用しているが誤りである。本件申請図書には「成立している」（掟が有効中ということ）と書かれているのである。

さらに、被告は原告第2準備書面への反論として、成立の時期のみならず、掟の「性質」まで持ち出し、反論しているが、やはりそれが学習上どのような影響を及ぼすのか。

本件申請図書のこの記述の目的は、あくまで「中世において農村でも自治が進み、掟が作られていた」ことを生徒に理解させることである。だから被告のいう掟の「性質」は原告が教材のねらいとした所とは関係のない問題にすぎない。そしてそれは誤解を与えることなく十分に達成できている。

被告の主張はなりたたない。違法検定である。

6 オリンピックの参加国数

被告は第4準備書面において、「教科書検定においては、当該検定年度の検定時を基準として、申請図書の記述が検定基準に照らして適正か否かを判断しており」と述べている。

ではそれに沿って被告の主張を整理する。

平成26年度検定時の基準 93か国○

令和元年度検定の基準 94か国○ 93か国×

令和2年度検定基準 94か国× 93の国と地域のみ○

検定毎にコロコロと適否の判断が変わっているのがわかる。当然、適否の判断の変更は教科書会社には事前には知らされていない。そもそも、適否の判断がこれだけ変わるのであるから、変更の根拠は絶対に必要となる。

よって改めて下記を求めるこことする。

- ① 各年度の検定時を基準とした際の、適否の判断の根拠を全て示せ
- ② それらの適否の判断の変更は、いつ、どの会議において審議され、正式に決定したのか。

その会議録を求める。—以上、求釈明1

仮にこの二つの資料を証拠として出せないとすれば、恣意的な適否をして後付けを行つていても仕方ない。

さらに被告の第4準備書面には極めて不可解な言及がある。日本文教出版の訂正申請について「令和2年度の検定手続においては、東京オリンピックへの参加主体に「国」と「地域」の双方が含まれる実態をより重視し、「国」のみを明示した記述は、生徒が誤解するおそれのある表現であると判断することとした。そのため、日本文教出版が令和2年度に行った、「94か国」を「93の国と地域」とする旨の訂正申請については、この令和2年度時点における方針に基づき、「94か国」と「国」のみを明示した記述は生徒が誤解するおそれのある表現であると判断し、これを「93の国と地域」と訂正することを検定規則14条1項に基づく訂正として承認するに至ったものである。」

被告が令和2年度検定時の基準を適用すると、日本文教出版が「94か国」を「93の国と地域」と訂正してきたので、これ（「94か国」）については生徒が誤解するおそれのある表現だから、日本文教出版の訂正を認めた、ということである。

そもそも日本文教出版は「94か国」で合格しているので、わざわざ訂正申請などする必要がない。上にも述べた通りで、適否の変更など各社に通知されない。にもかかわらず自らの判断で必要のない訂正申請を行つたのである。日本文教出版は適否の変更を知っていたのか。まさに不可解な話である。同社は文科省のアリバイ作りに協力させられたと見られても仕方がない。

もう一つ、呆れる事実を付け加える。被告の今回の釈明に、被告の令和2年度検定時の適否変更の「根拠」となったと推測される、新たに令和2年に公開された「93の国と地域」が記述された論文を証拠にあげてきたが（乙A28の06の6）、その奥付に注目してほしい。この著書の編集委員に、あろうことか、まさに原告自由社教科書の令和元年度検定を担当した、文科

原告第7準備書面（再反論 令和5年4月27日）

省の当事者である小宮氏が名を連ねているのだ。

令和元年度検定以降に、原告側から参加国数についての根拠を再三求められ、困り果てた被告が、都合のいい証拠を自ら作り上げ、堂々と提出してきたのだ。この行為 자체が本訴訟を愚弄するものである。

違法検定である。

7 レザノフ関連

本件の被告の主張の変遷をみると被告の主張にはかなりの無理がある。被告の第4準備書面では、「被告国が「攻撃の主体」についてまで言及したのは、検定意見の趣旨と、検定手続において原告が主体に係る主張を行っていたという経緯を踏まえたものであり」（下線は原告）とある。しかし被告主張では「まで」ではなく、「攻撃の主体」に「しか」具体的に言及していないではないか。

本来ならば検定意見の争点である「時間的関係」について、被告は第2準備書面の時点で、今回の第4準備書面の具体的な主張をすることになっていた。しかし、それをせずに、「攻撃の主体」にしか言及できなかったということは、その時点ではうまい理由が思いつかずできなかつた証左である。

そして、原告第2準備書面で「論理のすり替え」を指摘され、否応なしに今回の書面で半ば無理やり反論をしてきた。この1点を見ても、被告の主張の多くが姑息な「後付け」であることが見て取れる。

しかもその無理やりの反論が極めてお粗末である。他2社は文章が2つに分かれているから誤解しない、という。しかし、時間的前後関係を表現するのは二文であろうと一文であろうどちらも文として可能であり、一文か二文かで時間的関係が異なるという日本語のルールは存在しない。

なお、原告が各社高校教科書を調べたところ、本件申請図書と同様、当該記述部分の文章が2つに分かれていらないものが2社あった（甲第18号証の1及び2）。明らかに本件申請図書に不公平な検定であり、文科省による新たなダブスタ事例である。

また、被告は「当該検定年度の検定時を基準時として、申請図書の記述が検定基準に照らして適正か否かを判断するのであって」と主張するので以下釈明を求める。

①令和元年度の検定時を基準とした際に、適否の判断が26年度時点より変更になったその根拠（歴史的な資料等）を全て示せ

②その適否の判断の変更は、いつ、どの会議において審議され、正式に決定したのか。その会議録を示せ。ー以上、求釈明2

この2つについて誰もが納得できる資料が出せないならば、やはり違法検定確定である。

8 日中戦争の泥沼化

被告は、「原告は、「歴史上の事件の要因がただ一つなどということはほとんどあり得ず、生徒が上記のような理解をすることはあり得ないと主張するが（原告第2準備書面10ページ）、そのような知見は、歴史を学んでいくにつれて獲得されるものであって、学習途上にある中学校段階の合理的一般人が、当該知見をあらかじめ有していることを前提として審査することはできない（なお、原告の指摘する他社の申請図書は、いずれもこの点に配慮し、誤解のおそれのない記載になっているといえる。）」と主張するが被告は、本件申請図書を正確に読んでいない。この課題は、第5章で学んできたことをまとめることであり、この課題に至るまでに「歴史上の事件の要因がただ一つなどということはほとんどあり得」ないことを、本件申請図書で学んでいるのである。

特に、この課題に関連の深い事象は本件申請図書（甲1）の本文234ページに書かれている。中でもアメリカの支援が強力だったので、253ページの課題②ではアメリカに焦点を当て「日本とアメリカの関係が悪化してゆく道のりを、順を追って書いてみよう。」としたのである。

被告が問題とするさくらさんのノートは、明確に課題②についてのまとめであるから、アメリカのことが中心になるのは当然であり、234ページと相互に矛盾・抵触するという指摘は見当はずれである。

被告は「日本と中国の紛争において（中略）日中戦争は泥沼化した」を取り出して、この「記述は、日本とアメリカの関係の悪化というよりは、「日本と中国の関わり」に対する回答とも読める」と論難する。しかし、この全文は「日本と中国の紛争においてアメリカは中国を支援し、日中戦争が始まってからも援護ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼化した。」と書かれていて、単なる「日本と中国の関わり」ではない。被告は、アメリカが関与した部分を意図的に省略して、巧妙に原告を攻撃する。⑤のこの文章も、日本とアメリカの関係が悪化してゆく道のりの重要なポイントなのである。

以上の通り被告は、本文などを無視して一部の文章だけを取り上げ、しかもその文章も一部を省略して誤解を誘導し、何としても原告の申請図書を不合格にしようと違法な検定をしたことは明かである。

9 聖德太子（厩戸皇子）

原告は第2準備書面で、以下のとおり主張している。「もともと原告は、「後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れること」との指摘は、本件申請図書（甲1の）46ページの本文で厳密に指導要領の文言どおりの記述を求めていると理解するなら、古代の天皇の漢風諡号はすべて「後に」称されるようになったものであるから、聖徳太子についてのみそのような扱いを求めていると解釈するなら、他の天皇の扱いとの不整合は耐えがたいものとなる。原告のこの指摘について、文科省は一切対応していない」。

被告第4準備書面でも、これについて何の反論もない。

これが説明できない以上、被告の行為は違法検定である。

10 欧米諸国の日本接近

被告第2準備書面において、被告は「他方、「幕府の政治の展開」のうち幕末期の事象については、「近代の日本と世界」（同C「近現代の日本と世界」（1））の学習内容に位置づけられている「ア(イ) 明治維新と近代国家の形成」と近接していることから、教科書の排列上、時代の大きな流れを把握するための工夫として「近代の日本と世界」の学習内容と接続させて記述することも許容している」というが、このルールは教科書検定基準のどこを見ても載っていない。このルールは内規なのか。そうであるなら、それを証拠として示せ。またその内規はいつ、どの会議において、どのような決定過程を経たのか。一求釈明3

これが内規として存在していないなら、都合のいい後付けである。

それをおいても、被告の主張は成り立たない。

被告第4準備書面において被告はさらに「教科書の排列上、近世の項目に属する「欧米諸国の接近」における外国船の接近事実を近代の学習の一部として記述する必要も求められる。その際、外国船の接近事実はあくまでも「近世」の学習の一部を構成することが明確にされることで、検定基準に合致すると評価されることになる」とし、他社における「合理的な利用による許容」を主張する。

では、この被告の主張に沿って、他社記述について、被告第2準備書面を再度見直してみよう。

■帝国書院…申請図書の小項目「外国船の来航と幕府の対応」は…略…「第2節開国と幕府の終わり」（の節）の小見出しの下に記述され、161ページの右側年表軸により、「外国船の来航と幕府の対応」に係る事実が江戸時代に含まれ、「近世の日本」の一部を構成することが明確に分かるよう記述されている（乙A27の10の2）。

■日本文教出版…申請図書の「①ゆらぐ幕府の支配—国内・国外の変化—」は…略…「2.近世から近代へ」の題目に含まれた形で記述されるとともに、173ページの右側の年表軸により、江戸時代に含まれ、「近世の日本」の一部を構成することが明確に分かるよう記述されている（乙A27の10の3）。

では、これらに対し本件申請図書の記述はどうなのか。

■自由社 単元見出しを「49欧米諸国の日本接近」とし、その下に、「外国船の接近によって、幕府政治はどのように動搖し、対策をとったのだろうか。」と単元の学習ポイントを示し、近世とのつながりを示すために「幕府政治」を表記し工夫している（乙A27の10の1、甲1の5頁、156頁、157頁）。もちろん、タイトルや学習ポイントだけでなく、原告第2準備書面で示した通り、単元で取り上げるトピックも間宮林蔵、異国船打払令、蛮社の獄と3社とも同じである。さらに、ページ下の年表を見ても、しっかりと江戸時代の部分に色を付けており、「近世の日本」の一部を構成することが明確に分かるように記述されている。

以上、このように仮に被告の上記主張の前提にたっても、3社の記述に差異がない以上、自由社のみに検定意見をつけた、ダブルスタンダードの誹りはもはや免れない。違法検定である。

11 警備の武士

被告は新たな資料を提出し、検定意見の正当性を何とか取り繕うことを企図しているが、成功していない。問題は単純であり、原告の本件申請図書の図版に付けたキャプションで、「武士」の語を使うのが許されるかどうかが争点である。この反論では、以下、3つの観点から被告の議論が失当であることを論証する。

(1) この資料は、「武士の発生」を説明する教材として、教科書や資料集などで使われてきたものである。長らく通説では、武士は平安末期に地方の豪族が自己の土地を守るために集団的に武装したものとしてとらえられてきたが、それに加えて近年、中央の下級貴族のうち武門を担当する者の中から発生したとする学説が注目されるようになった。しかし、教室でその説明をしても抽象的な話にとどまり、生徒に具体的なイメージを与えることが困難であった。そうした中で、白河上皇の春日大社への御幸を描いたこの春日権現験記絵の当該資料は、上皇や貴族に供奉する武士の姿が描かれているので、近年の朝廷起源の武士像を視覚的に与える教材として使われてきたのである。原告がダブルスタンダードとして言及した教科書を発行している帝国書院が、高等学校向けに発行する資料集『図説 日本史通覧』（2014年発行）（甲第19号証の1）は、上皇の乗った牛車から左の部分のみをトリミングし、「白河上皇を僧兵から護衛する武士」なる見出しを付けたキャプションを与えている。ここで武士として着目する対象が、黒衣の貴族の後に侍る武士たちであることは自明である。当然ながら、帝国書院は中学校の教科書の編纂に於いても同様の観点から、教材を選び、キャプションを付けたのである。

(2) 令和元年度教科書検定において、自由社と帝国書院は、申請図書で同じ絵画資料の同じ図柄を掲載し、キャプションも次のように、本質的に同じ内容のものを掲載した。

▽自由社（本件申請図書）のキャプション 春日大社に着いた白河上皇と、お供の貴族、警備の武士、僧兵たち。

▽帝国書院のキャプション 白河上皇と警備する武士 牛車に乗った白河上皇が春日大社（奈良県）に到着した場面です。周囲には同行してきた貴族や警備にあたる武士たち、参列した春日大社の僧たちが居並んでいます。

ところが、被告は、本件申請図書には検定意見を付けながら、帝国書院には検定意見を付けなかった。そこで、原告は、これが決して許されないダブルスタンダード検定であり、特定の教科書会社を狙い撃ちした違法行為であることを指摘したのである。

前回の準備書面でも述べた通り、この問題は、令和3年6月8日に開かれた参議院文教科学委員会で、松沢成文議員（日本維新の会）によって取り上げられた。（甲第19号証の2）松沢議員の質問に対し、政府参考人で初等中等教育局の串田俊巳氏（教育課程調整官）は、「帝国書院の写真でございますが、この写真で上皇の近辺に控えている者が武官とするのが適切な表現

原告第7準備書面（再反論 令和5年4月27日）

であるところ、帝国書院の写真におきましては警備する武士とのタイトルがございますし、また、その説明におきましては警備に当たる武士たちと記述されておりまして、武士以外に武官が描かれているということが読み込めるということから意見を付さなかつたということでございます。」と述べた。

この答弁は、次のような説明から成り立っている。

- ア) 上皇の近辺に控えている者は武官とするのが適切な表現である
- イ) 帝国書院の写真には警備する武士とのタイトルがある
- ウ) 写真の説明には警備に当たる武士たちと記述されている。
- エ) 「武士たち」の「たち」によって、武士以外に武官が描かれているということが読み込まれるので、帝国書院には検定意見を付さなかつた

串田参考人のこの発言は矛盾に満ちている。

第一に、被告が一貫して主張しているようにア) の命題が正しいのであれば、当然ながら帝国書院のキャプション、イ) とウ) にも検定意見が付けられるべきであるのは自明であるのに、被告は検定意見を付けなかつた。

第二に、被告は帝国書院の教科書にも被告が考へるような「武官」の語がないことについて弁解し、エ) のように、「武士たち」の「たち」によって武官の存在が読み取れるから検定意見をつけなかつたとの詭弁を弄した。もしその議論が成り立つなら、自由社のキャプションにも、「たち」があるのであるのだから、その中に武官が含まれていると読み取れるとしなければならないはずで、従って自由社にも検定意見を付ける必要はなかつたことになる。なお、議事録にあるように、その場で松沢議員も同じことに気付いて指摘した上で、「本当にたちが悪いですよ」と思わず言葉を發していた。

要するに被告の言い訳は支離滅裂で、完全に破綻しているである。

しかも、串田政府委員は、このあと、次のような驚くべき発言をした。「なお、帝国書院につきましては、この箇所につきまして、写真のタイトルにつきまして、警備する武士から警備する武官に修正するといった訂正申請がなされているところでございます。」

これについては、文科省はダブルスタンダード問題に全く答えることが出来ず、苦しくなつて帝国書院に訂正申請を出すように泣きついたと見るのが常識的判断である。なぜなら、検定意見が付けられていない記述について、教科書の使用が始まってから途中でわざわざ訂正申請をして教科書を書き換えるのは、教科書会社の信用を失墜させるリスクがあり、教科書会社として極めて非合理的な行動であるといわなければならないからである。

帝国書院が訂正申請を出した結果どうなつたかを確かめるために、帝国書院の令和4年度の供給本を調べると、次のように記述が変更されていた。

▽帝国書院のキャプション（令和4年度供給本） 白河上皇と警備する武官 牛車に乗つた白河上皇が春日大社（奈良県）に到着した場面です。周囲には同行してきた貴族や武官たちが居並んでいます。白河上皇を警護する武官は、後に「北面の武士」と呼ばれました。

これは文科省が事後的におこなつたアリバイ工作である。しかし、このような工作をすると

いうことは、被告が検定においてダブルスタンダードを犯していることを自白したに等しい。この工作は、むしろ、被告によるダブルスタンダード検定の異常性と違法性を際立たせることにしかならない。

(3) 次に、被告の検定意見は学術的に不適切であることを論じる。問題の争点は、つまるところ、中央の牛車をはさんで左側の、黒装束の公家たちの後ろに控えた8人ほどの人物と、これから少し離れて一人すわっている人物（おそらく指揮官か）を加えて、合計9人の集団を、歴史教科書で「武士」と呼ぶことが可能か、という問題に尽きる。この集団を便宜のために「9人集団」と名づけよう。

すでに、(1) で述べたように、この資料は、「武士の発生」を説明する教材として使われてきたものである。だからこの場合、学習者がこの絵を見て、意識を主に振り向ける対象は、公家よりも武士であり、その武士が描かれていなければ、そもそも「武士の発生」の教材にはなり得ないのである。このことだけからでも、被告の議論の失当は明らかである。しかし、ここでは、被告の準備書面に即して検討しよう。

この度、被告は、『中右記』という、公家が書いた日記の記述を根拠として、帝国書院の右下隅に描かれた3人の人物のみが武士であると主張する。そして、「9人集団」については、「公卿の背後で弓を持つ者は、当該公卿について身辺警護にあたる隨身と呼ばれる者であって、これも「武官」（公卿その他の貴族より下位の身分の官人）である」という。

これによって被告は、「9人集団」が武士ではないとの文献上の証明をした積もりになっているようだが、無益な試みである。公卿の「身辺警護にあたる隨身と呼ばれる者」は、社会的身分としては武士に他ならないからである。被告提出の『春日駿記絵』と中世』では、「摂関や近衛の将につく隨身」とあるので（乙A28の11の2、60頁）、違いは北面の武士か、摂関家などに仕えている武士かの違いしかない。北面の武士以外に武士は存在しない、などということはできない。

被告が根本的に間違っているのは、「武官」という言葉と「武士」という言葉が、異なる系列に属する用語であるということを理解しないことである。「武官」は「文官」と対比される言葉で、律令制下の官職を意味している。それに対し、「武士」というのは、「兵（つわもの）の家」の者として、公的に武装を認められている社会集団を指すことばである。両者はカテゴリーを異にする概念であるから、武士が朝廷から律令制の官職の位階を授けられて武官になったからといって、その者が武士でなくなるわけのものではない。「武官」と「武士」は相互排除関係にある用語ではないのである。これがこの問題の最大のポイントである。現に、被告が合格させた、高等学校用日本史教科書として著名な山川出版社の『詳説日本史』には、「武士とはもともと朝廷に武芸をもって従える武官」であると書かれている。これは被告の準備書面の論理に従えば間違った記述ということになる。

なぜ、こうした矛盾を被告は抱えることになったのだろうか。おそらく、教科書調査官は、武官は武士ではないとの思い違いをしたうえで、本件申請図書を検定不合格にしたいという強

原告第7準備書面（再反論 令和5年4月27日）

烈な意識のもとに、うっかり誤った検定意見を付けてしまったものと考えられる。原告から、帝国書院とのダブルスタンダードを指摘された被告は窮地に陥り、『中右記』をもとに、トリミングの違いから本件申請図書には存在せず、帝国書院では右下の隅にいる3人組だけが「武士」であると強弁した。しかし、『中右記』を持ち出しても被告の議論を正当化するものとはならず、かえって被告の主張の誤りを暴露する結果となった。

もう一度この項目についての論点を総括するなら、中学校の歴史教科書の教材として、図中の「9人集団」を武士であるとして扱うことが決定的な誤りであるという証明は、被告において、ただの一度もなされていない。従ってこれは、本件申請図書を故意に「一発不合格」に陥れることを狙って、検定意見を付ける必要のないものに検定意見を付けた違法な検定である。

12 古代までの日本

再度述べるが、本件申請図書には、「下の<まとめ図>をみながら」の記述がある。そこを見れば、まさに「第1章 古代までの日本<まとめ図>」の記述があるのである。これがすべての前提である。被告は前提を無視した主張を展開している。

被告は第4準備書面で、他の章の「対話とまとめ図のページ」の書き出しを例に持ち出し、それが章タイトルになっていないことを根拠に「理解できないはずがない」ということは困難である、と論難する。しかしながら、他の独立した章の記述をここで比べることなど全く頓珍漢な指摘であり、何の反論にもあたらない。

さらに被告は以下のように論点を追加して論難する。

本件申請図書下部の「<まとめ図>」中、「古代までの日本」の対象外となる「中世へ」と同じ体裁（薄オレンジ色の楕円囲みに黒字の記載）である「10万年前にホモ・サピエンスがアフリカを出る」は、「中世へ」と同様に「古代までの日本」の章に含まれない概念でもあるように評価することができ、これを読んだ生徒もそのように認識する。そうすると、「約20万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」（中略）の誕生」を含む兄の吹き出し中の「古代までの日本」と、「<まとめ図>」中の「古代までの日本」は、その対象とする範囲が本件申請図書の記載上異なっているのであって、これを読んだ生徒もそのように認識するといえるから、同ページ下部の「<まとめ図>」の記載をもって、「古代までの日本」が第1章のタイトルであると理解できると断定することはできず、原告の当該主張は理由がない。（下線は原告）

「概念でもあるように評価することができ」という被告にとって都合よい解釈に最大限に広げた状況を前提にしたうえで、それで「生徒もそのように認識する」とここは断定する。そして「そうすると～」と続けて、それを前提に論を展開する。あまりに手前勝手そしてペテン師的な論法である。

そもそも、生徒が第1章を読んでいないならともかく、ここは復習のページである。この「ホモ・サピエンス」の記載が、1章に含まれないと誤解するほうがありえない。また「中世へ」は次章に繋げる便宜上で書いているだけの話で、色をもって無理やりケチをつけるとは、呆れるばかりである。

違法検定である。

13 日本人の先祖の3つのルート

被告は、「検定手続きは、各検定基準に照らして記述の適否判断するものであって、「真理値」なるものや「当時の実際の状況」を基準としたりこれと照らし合わせたりするものではない」というが、ここまではっきりと言い切ってよいか疑問であるとしても（そもそも検定基準にも正確性が要求されている一検定基準第2章3、乙A10）、原告がここで問題にしているのは本件申請図書に対するのと同一の基準で他社の教科書の矛盾も指摘すべきなのにそれをしていないことなのである。すなわち、教科書会社によって検定の方針を変えている点で、ダブルスタンダードであり、違法検定であると主張するのである。

被告は、本件申請図書が、本文と図の間に齟齬があり、「理解し難い」として検定意見を付けたのであるが、それなら、図そのものの中に矛盾が含まれている場合は、なおのこと厳しく矛盾を指摘すべきであるのにそれがなされていない、と原告は主張してきたのである。

例えば、東京書籍の教科書では、海で隔てられた対馬海峡をナウマンゾウやオオツノジカが渡ってきたように矢印が施されている。これを見た中学生段階の合理的一般人は、ナウマンゾウやオオツノジカが何によって渡ってきたのか疑問を持つであろう。これらの動物が海を泳いで渡れるとは思えないし、これらの動物が船を造って渡ったとは到底考えられない。

なお、この点について、被告はその第4準備書面で、「当該地図は氷河時代のうちの、特定の時点である2万年前の状況を描写したものと理解することができ、かつ、同時点では「陸続き」ではない部分についても、氷河時代中の海面の変動で「陸続き」になった時期もあると認識できるといえる」と都合のいい言い訳をしているが、そのように解釈できる手がかりとなる記述は教科書にはなく、そういうことをいえば、そもそも動物やヒトの移動の説明として地図を掲載する意味がない。

このように、一方で、教科書業界最大手の東京書籍については、図内部におけるこうした明らかな矛盾を見逃しておきながら、他方で本件申請図書の図と本文との矛盾は見逃さず指摘するという文科省の教科書検定の姿勢そのものが、言い訳のきかないダブルスタンダードなのである。従って、本件検定は違法である。

14 稲作伝来

被告は第4準備書面において、原告主張の「農林水産省の見解」について立証されていないというが、これは、農林水産省の見解ではなく、農学博士の佐藤洋一郎氏の見解であると訂正する。

博士は日本の農学研究の第一人者の一人と言っても過言ではない。その博士の2020年時点での見解では、3つの説がることを認めながらも、（大陸からの）直接渡來說が「だんぜん有利」としており（甲第20号証）、それより古い学説（朝鮮半島渡來說）を「有力説」としてそれに固執し、それを必ず記述せよという被告の主張（被告第2準備書面）はあまりに時代錯誤で傲慢と言わざるを得ない。被告は古い学説にとらわれることなく、柔軟にかつ真摯に新たな学説を受け入れる姿勢が必要であろう。

なお、被告第4準備書面では、帝国書院（乙A27の14の2）の記述について「上記図は、「⑤世界各地の文明と栽培植物の伝わった方向」という見出しや、図中の矢印の出発点・到着点が概括的な範囲を示していることからして、中学校段階の合理的一般人において、大まかな伝来の方向性を図示したものであると理解できるといえるから、上記本文の記述とも特段矛盾はなく、その関係性を理解することが困難とはいえないで、原告の主張には理由がない」と主張するが、これはあまりに都合がよすぎる。図の見出しがどうあれ、肝心の矢印ははっきり「稻」のものと明記がある以上、稻の大陸直接ルート（単独）と読めるため、これを見た生徒は、稻は大陸から直接伝わったと認識する。さらに、当該図書において稻作伝来の記述はこの図のあるページ（17頁）より後（27頁）に位置するため、27頁の本文を読む前に予備知識なしでこの図を見れば、余計に混乱を招くことになることは明らかである。

よって被告の主張は成り立たない。違法検定である。

15 仏教伝来

原告の第2準備書面の指摘に対し、被告第4準備書面では、具体的年次が示されていた場合は、学術状況に照らして双方の説に触れる必要があるが、具体的年次さえなければ、「6世紀前半」などの概略的記述の場合は、その必要はないと主張する。

しかしながら、山川、東書の記述について「「6世紀半ば」という表現には538年及び552年の双方が含まれると解しうることから双方の学説を包含するものと評価することが可能である」（下線は原告）という。

それでは一方の、「6前半前半」は538年及び552年の双方が含まれると解しうるのか。イエスかノーか、被告の見解を求める。

もし、解しえないなら論理上「双方の学説は包含するもとの評価」は不可能となる。

ダブスタ事例による違法検定である。

16 院政

「実際の権限は朝廷（天皇）にあった」のを認めるのであれば、育鵬社の、権限のない上皇が「多くの権利をあたえて保護した」の記述も検定が付くべである。育鵬社に検定意見を付けないのはダブスタであり、従って違法である。

17 伏字の扱い

原告の主張の要点は以下のとおりである。「■■」は伏せ字であり、この部分を伏せ字にしたのは、新元号「令和」の発表が遅れて4月1日にズレ込んだため、4月中旬に文科省に検定申請する教科書の印刷が間に合わなかったからである。帝国書院は伏せ字のかわりに空白にした。

ところが被告は、「中学校段階の合理的一般人において、空白は、何も記述がない故に、何らかその記述に対する理解をするということ自体が観念し得ないのに対し、「■■」との表記は、記述が存在し、そのままの表記であった場合には、これが何を意味するか理解し難い記述と評価されることは当然であり、双方が同じとはいえない。」という驚くべき詭弁を弄する。

被告自身が、「（■■は）元号を記載していると考えられる部分」と述べているように、ここに元号が入ることは明らかである。中学生が、そこに新元号が入ると気付かない帝国書院のような教科書は検定時点で不完全であり、自由社の教科書の伏せ字に検定意見を付けのであれば、その不完全さに検定意見を付けないのはダブスタそのものである。

検定意見を絞り出し、何としても原告の本件申請図書は一発不合格にしようとする文科省の悪意のあらわれである。

以上の通り本件検定は明らかなダブスタ検定であり、従って違法である。

18 マゼランの航路

争点は、本件申請図書の105ページにおいて、「⑤ヨーロッパ人による新航路の開拓」というタイトルの表のなかで、「（ス）はスペイン、（ポ）はポルトガル」と注記した上で、「コロンブス（ス）」「バスコ・ダ・ガマ（ポ）」「マゼラン（ス）」とあるものについて、中学生段階の合理的一般人はどのように読むか、という問題に尽きる。

この点について、身近な中学生にアンケートをとればすぐに判明することだが、「スペイン人」「ポルトガル人」の意味であると解釈するか、新航路発見事業の主体となった国名をあらわすかのどちらかであって、「スペインまたはポルトガルから出帆したことを示す、出発地点の国名である」と解釈する生徒などいない。

ところが、教科書調査官だけは、この表を見て、それらの国名表記を、「出発地点の国名」であると理解するらしい。異常な読み方であり、中学生段階であろうと高校生段階であろうと、あるいは大人であろうと、こんな読み方をする合理的一般人がいるとは考えられない。

なお、本件申請図書の本文では、「スペインは、イタリア人のコロンブスを派遣し」（104頁）とし、「ポルトガルが派遣したバスコ・ダ・ガマ」（105頁）と記することで、（ス）や（ポ）が新航路開拓事業の主催国であることがわかるようになっているのである。

ところが、被告は、次のような牽強付会の議論を展開する。

本件申請図書105ページ（乙A27の18の1）は、15世紀から16世紀までのスペインとポルトガルを中心とした世界の状況を述べる部分である。同104ページ（甲1）において「スペインは、イタリア人のコロンブスを派遣、同105ページにおいて「ポルトガルが派遣したバスコ・ダ・ガマ」と記述されていることなども、スペインとポルトガルのいざれから出航したかに読み手の意識を向ける記述となっていることは明らかであって、「⑤ヨーロッパ人による新航路の開拓」の表中、「コロンブス（ス）」及び「バスコ・ダ・ガマ（ポ）」の記述が前記派遣元に係る記述と整合していることからしても、「マゼラン（ス）」は、スペインから出航したマゼランの意であると読むほかない。（下線は原告）

下線を施した部分が被告の主張であるが、何の説得力もない読み方である。被告は原告の検定意見数を増やすことに異常な使命感をもつあまり、誰も読まないような「やぶにらみ読み」にはまってしまったのである。違法な検定を象徴する事例である。

19 坂本龍馬

「土佐藩を通じて」の意味を被告は「あたかも大政奉還の構想が坂本龍馬単独の構想として徳川慶喜に伝達されたかのように読めるものであって、坂本龍馬が、後藤象二郎らの関与なしに、徳川慶喜に単独で働きかけを行ったと誤って認識させるおそれがあるものといえる。」と述べるが、曲解も甚だしい。

「土佐藩を通じて」とは、土佐藩の方針を決めるプロセスに従って関係者の同意と承認を得ることであり、一介の浪人である坂本龍馬が直接徳川慶喜に単独で働きかけることなどあり得ないことは中学生であれば容易に分かることである。

何としても本件申請図書を不合格にしたい被告は、常識では考えられないことを妄想し、無理やり検定意見をひねり出した詭弁というほかない。よって違法検定である。

20 ペリー上陸図

被告はその反論の最後に「なお、原告は、育鵬社の申請図書について検定意見が付されなかったことを論難するが、その理由は被告国準備書面に述べたとおりである」と述べているが、原告第2準備書面の指摘に具体的に答えていない。

原告の問題視した被告第2準備書面の当該記述は以下の通りである。

原告の挙げる育鵬社の申請図書における「⑤ペリー神奈川上陸図」の絵画は、「(東京国立博物館蔵)」との記述があり、同館所蔵の絵画を「神奈川上陸図」と示していることから、（「提督」との肩書の有無という点において東京国立博物館蔵の絵画の正式名称と乖離が多少あるもの）本件申請図書のような双方の絵画を同定する上で重要となる「横浜上陸」・「神奈川上陸」の表記の不一致はなく、検定基準上の「誤り」ないし「不正確」とまで評価することができない。（下線は原告）。

本件申請図書には絵画の名称として厳格に正確な名前を求めた一方で、育鵬社には「多少の乖離」を認める。そして上記文脈を見る限り、被告が育鵬社のキャプションを「絵画の名称」と認識していることは明らかである以上、一方には「多少の乖離」を認め、他方には厳格な表記を求めており、明らかなブルスタンダードであろう。

なお、被告第4準備書面には、原告第2準備書面に対して「「ペリー神奈川上陸図」という表記が当該絵画の名称として不正確なものであることは認めつつ、当該ページでは不正確であっても問題ない旨主張するようである」との記述があるが、それはまさに、上に書いた通り被告のやろうとしていることそのものであり、違法検定である。

また、本問において、改めて「」のつけ方に関する各社記述を精査し改めて検討したところ、これを争点にすることは、結果として原告の最も主張すべき点がぼやけてしまうため「」のつけ方については争点としない。

21 日本の勢力圏

被告は本件申請図書（甲1）の189頁に掲載された⑤の地図の意味と位置づけを根本的に誤認している。この地図の意味は、日清戦争によって清朝の影響力が衰退し、それを狙って列強が権益を優先的に行使できる「勢力圏」を確保し、互いに角逐しあう様子を示すために配置された地図なのであって、列強のそれぞれの領土の範囲を示すためのものではない。

この地図で、「イギリス勢力圏」「フランス勢力圏」などの表記と同じ形式で「日本勢力圏」を表記したのは、この地図があくまで「勢力圏」の範囲を示そうとしたからである。その点は、育鵬社の地図も同じ範囲を塗色しているのであって、そこに本質的な違いは何もない。

そもそも、近代におけるこの地域の領土の変遷は、本件申請図書の193頁に「日露戦争後の日本の領土と権益」の地図が掲載され、213頁には「1914年時点の日本の領土」の地図が配されているのであって、このように日本の領土の変遷は、教科書全体の記述をたどることによって学べるようになっているのである。189頁の地図だけで「領土」か「領土外」かが分からぬなどという、検定意見は筋違いも甚だしい。

被告は、育鵬社の本文に「清は遼東半島や台湾などを日本に譲る」という文言があることをもって、これが「領土」と「領土外」とを判別できる記述であると評価したので、それならば、自由社にも「清は朝鮮の独立を認めるとともに、遼東半島や台湾などを日本に譲りました」（下線は原告）との同様の記述があることをあげて被告への反論としたのである。被告はこの重大な見落としを何ら反省することなく、かえって原告を次のように批判する。すなわち、被告は育鵬社の地図には「台湾」の横に「1895（日）」という記述があるから「領土」と「領土外」とを区別できると指摘したのに、その点を無視しているので、「原告による被告の主張の要約は不相当」であるとし、本件申請図書が「育鵬社と全く同じ」であるとする「原告の主張は事実に反する」と論難する。

しかし、原告の前回の準備書面でこの点に触れなかったのは、あまりに些末で姑息な議論であり、論じるに値しないと考えたからである。そもそも、「1895（日）」のような地図中への書き込みがあるから、それを日本領土として認識できると被告は主張するが、この主張は全く成り立たない。なぜなら、育鵬社の地図の上部に書かれている凡例には、「数字は権益の成立年」と書かれているのであって、決して領土になった年を指すものとしてはあつかわれていないのである。これを被告の主張にあわせて都合良く読むことは不可能である。

本来、領土の範囲を問題にしているわけではない地図に、「領土」か「領土外」かの区別がわからないという別の観点の問題を持ち込んで本件申請図書の欠陥を論おうとしたことが、被告の間違いだったのである。そんなことを言えば、「イギリス勢力圏」「フランス勢力圏」などについても、生徒はそれぞれの国の「領土」であると誤解するという問題を指摘しなければならないはずであるが、被告はそれをしていない。日本についてだけ、つまみ食い的に難クセを付けているのであるから、被告の検定意見は原告を不当に差別するものであり、従って違法な検定である。

22 坂口安吾

坂口は私小説を得意とする小説家だが、「真珠」は事実をもとにした「エッセイ」と言ってよく、「日記」に近い。被告は、宮内寒弥と平野謙の評論を引用してこれは「小説」と断じているが、本作品には後世有名となる詩人、評論家が実名で登場し、当の平野謙も登場している。このことから、この小説は小説でも私小説というべきであり、私小説は時にエッセイや日記以上に真実を伝える。

私小説とは「小説の一体で、作者自身が自己の生活体験を叙しながら、その間の心境を披歴してゆく作品」（広辞苑第五版1998年）だからである。したがって、私小説であっても真実を伝えなければ排除すべきではない。

「真珠」は私小説であっても限りなく日記に近いものであり、真実を伝える資料を形式論で排除するのは正しくない。

原告の本件申請図書を何としても不合格にしたい文科省は、内容の真実性を無視して検定意見をつけたものであり、検定の公平性の欠如した違法検定である。

23 沖縄戦の日本軍死者数

原告が、山川出版の検定済高校教科書『日本史A 改訂版』（平成28年（2016年）3月検定、平成29年発行、甲6）を参照して原告の主張の裏付けとしようとしたところ被告は、「そもそも当該図書は「高校用」であるだけでなく、本件検定の対象でもなかったものであり、本件検定の適法性を判断することとの関係においては、本件申請図書と比較するべき対象ではないから、原告の主張は前提を欠く。」と回答した。これは従来の主張に反する。

被告は常々、検定は学問的、学術的観点に基いてに行っているというが高校の教科書は学問的、学術的観点で行われたものではないのか。学問的、学術的に検定して合格した高校教科書を原告が参照することを拒否する被告の検定姿勢は、実は学問的でも学術的でもなく、原告の申請図書に一つでも多く検定意見を付けて不合格にしようとしていた姿勢を自ら白状したに等しい。高校と中学では検定基準が異なるとの被告の主張については下いくつか被告が利用している点である。

そもそも歴史教科書は、小学校、中学校、高等学校とも同じ調査官が検定するものであるから、検定には一貫性がなければならないのである。

被告も、沖縄戦戦没者の推計状況は、沖縄県出身の軍人と軍属を合算して2万8228人、他都道府県出身の正規軍人が6万5908人であると述べている（合計9万4136人。乙A28の23の1、乙28の23の2）にもかかわらず、本件申請図書についてのみ、そこには「直前まで一般市民であったような人たちなど正規の「軍」と評価できない人が含まれている」という別の基準を持ちだして2万8228人は正確ではないという。

これに関連して被告は、「検定手続において、原告は、当該記述が不正確である旨の指摘に対し、何ら反論しなかった」と主張するが、意味のない主張である。その後被告の教科書検定のダブスタが判明したので改めて精査、検討し、検定意見が不当であることが分かったので反論したのである。

更に、世上広く受け入れられている江藤淳監修「昭和史」（朝日出版社）には「沖縄守備隊は7万7000人に加えて島民2万5000人が動員された。6月末までの戦闘で日本軍の戦死者は9万4000人、島民約10万人が生命を失った。」（177頁、筆者波多野澄雄）とあり（甲第21号証）、9万4千人は事実とかけ離れた人数ではない。

以上の通り本件検定は明らかなダブスタ検定であり、従って違法である。

24 日英同盟の破棄

原告が「それは日英双方が合意する前の段階であるから、アメリカの双方への働き掛けはそれぞれに一方的であり、それゆえに、その働き掛けは「破棄に動いた」が正確な記述である。」と主張したのに対して被告は、「日英同盟を解消（廃棄）することは、ワシントン会議において日米英仏により調印された四力国条約に明記されているところ」であると反論する。被告の主張は「調印された」と述べられているように四力国が同意した後のことであるから一方的な破棄ではないということであるが、合意するまでの過程ではアメリカの一方的な働き掛けであったのであるから「破棄」が適切である。

なお、ここでも被告は原告について、「検定手続中における原告の反論とも異なっている」と指摘するが、当該反論は「この表現で問題ない。形式的には、日英同盟を更新しないことになり、失効したのですが、実質的には「アメリカは日英同盟の破棄に動いた」という方がむしろ、事実を正確に伝えている。」と述べており、何ら変わっていない。

なお、同時代の先人は、この条約を日英同盟の「破棄」であると認識していた。たとえば、「ワシントン会議は、ロンドン・タイムズ主筆スティードが道破した通り、その本質に於いてまさしく「日米両国の政治的決闘」であったのであります。そしてこの決闘においてアメリカは、まず第一に、その最も好まざらし日英同盟を破棄させて、日本を国際的に孤立させることに成功しました。第二に日本海軍の主力艦を・・・・」（大川周明『米英東亜侵略史』（第一書房）昭和17年・佐藤優『日米開戦の真実-大川周明『米英東亜侵略史』を読み解く』（小学館）2006年62ページ、甲第22号証）。

25 関ヶ原の合戦

被告第4準備書面ではまた驚くべき主張を展開してきた。原告が証拠として提出した他社高校教科書の記述について、「当該各図書は「高校用」であるだけでなく、本件検定の対象でもなかったものであることから、本件訴訟手続において、本件検定の適法性を判断することとの関係においては、本件申請図書と比較するべき対象ではない」という極めて不当な主張を展開する。検定において、被告は、記述の正確性について中・高では異なった基準があると主張するのである。

小・中・高の歴史教科書は全て同じ教科書調査官が担当する。当然ながら記述の解釈は変わらない。それとも、自ら検定でお墨付きの与えているものが不正確で証拠として成り立たないとでも主張するのか。さらに「本件検定の対象でもなかったもの」なことは自明であり、この言葉は何の意味ももたない。高校と中学では検定基準が異なるとの被告の主張に対する反論は番号23でも述べた。

よって当該高校用教科書は本件申請図書と比較するべき対象であることは明らかである。異なる基準だとすればダブルスタンダードである。

さらに一点付け加える。検定不合格確定通知が出された後、調査官から各項目の説明がなされた際、原告側より、調査官に次の質問をしている。「原告の記述が誤解を与えるという以上、文科省としては毛利輝元は関ヶ原の戦いに参加していないという認識でよろしいんですね」。この質問には「文科省」として答えることができなかつた（甲第23号証）。

それはそうだろう、答えられるはずがない。毛利輝元は大阪城にいても「関ヶ原の戦い」の西軍総大将である。これは紛れもない歴史的事実である。

もはや意見自体がナンセンスとしか言いようがない次元の検定意見である。まさに違法検定である。

26 フェートン号事件

本件申請図書におけるフェートン号事件の記述の位置づけは、これが、長崎奉行が責任を取って切腹するほど幕府の国防体制に衝撃を与えたことを事件の意味として強調することにあつた。これは教材の扱いとして十分に成立しうる観点である。だから、本文でも「この事件に怒った幕府は、1825（文政8）年、異国船打払令を出し、外国船が来たら直ちに打ち払えと命じました」と書いて、事件が外国船打払令の原因の一つとなつたことを書いたのである。そのために、イギリスとオランダがどのように対立したか、などの国際的な背景を中途半端に書くことは差し控えたのである。

また、薪水強奪が長崎来航の目的の一つでなかつたとはいはず、「主な外国船の接近」という一覧表のフェートン号事件の目的等の欄に、「薪水強奪」と書くことは間違ひではない。さらに「目的等」とあるのだから、仮にフェートン号の目的を「オランダ船の追尾」に絞る被告の立場を認めても、それは「等」のなかに含めることができる。この論点についての被告からの反論はなかつた。

この項は、指摘自体の妥当性の問題よりも、他社とのダブルスタンダード問題が主要な論点である。この点では、依然として、他社の教科書もイギリスとオランダの国際的な対立の背景を明示的には何も書いていないという点で原告と異ならず、検定がダブルスタンダードであるという原告の指摘に、被告は答えていない。

以上の通りであるから、被告の検定意見は違法である。

27 太宰府

被告はその第4準備書面において、「（原告が）「「大坂夏の陣図屏風」大阪城天守閣蔵」と記載し、かつ「大阪」と「大坂」の使い分けについて何らの説明も付していないことも、「生徒は誤植かと思ってむしろ混乱する」というべきであって、「太宰府」と「太宰府」の表記についてのみ、「太宰府は地方官庁、太宰府は地名」との側注を付したことの説明にはなっていない。」という。

大坂と大阪の用法は、オオサカという地名の漢字表記の問題であって太宰府と太宰府のように地名と役所名の混用とは別問題である。現在、そのことについて混乱する中学生はない。被告の主張は的外れである。

また、被告は「しかし、被告国準備書面(2)（32ページ）に述べたとおり、「太宰府」及び「太宰府」については、歴史を通じて一律の使い分けがされていたわけではなく混用されてきたところ、山川出版社の記述（甲8の1及び2）は、何らかのルールを明示するものではないから、これらの記述を読んだ生徒が誤解するおそれはない。」というが、これは詭弁というべきである。

太宰府と太宰府を混用して書かれていて、それを読んだ中学生が「ああ、太宰府と太宰府の使い方にルールはないのか。どちらを使ってもよいのだな」などと思うはずがない。「太宰府」が地名にも役所名にも使われ、しかも「太宰府（福岡県）」の部分だけが「太宰府」と書かれていれば、一方は誤植だと思うのが普通である。生徒が誤解し、混乱するような表現には検定意見を付けなければならないにもかかわらず検定意見を付けないのはダブスタである。

なお、太宰府市は、この混乱と誤解を避けるために市のホームページに「一般には古代律令時代の役所、および遺跡に関するダザイフは「太宰府」、中世以降の地名や天満宮については「太宰府」と表記されるようになりました。現状では、行政的な表記もこれにならい、「太宰府政庁跡」「太宰府市」というように明確に使い分けています。」と書いている。これが常識というものである（甲第24号証）。

28 太政官（だいじょうかん・だいじょうかん）

他社全ての申請図書の「太政官」の仮名の振り方は、原告の主張の通り、日本の律令体制の中では全て「だいじょうかん」、そして、明治新政府では「だいじょうかん」とされている。

被告はその事実を曖昧にするため、あえて抽象的に「それぞれの時代において、より広く用いられたと考えられている「太政官」の仮名をそれぞれ付したものであり」というが、全社がそれを適用している以上、この使い分けはもはやルール（正確に言えば「不文律」）というべきである。敢えて「ルール」と言える根拠を示せば、まさに被告が提出した証拠であろう（乙A 28の28の1、2、3）。

明治初期に出された乙A 28の28の1では確かに「だいじょうかん」の仮名が見えるが、その後、明治17年に出された同号の28の2では「だいじょうかん」とされている。明治国家体制が確立され次第にその呼ばれ方が定着したことがうかがえる。そして、何より同号の28の3（日本史大辞典）においては、「だいじょうかん」の項目において、その説明の最後のパラグラフで、「なお太政官という名称は…略…またその名称も組織も、形骸化しながらも明治維新まで存続し、維新後の太政官（だいじょうかん）に引き継がれた。」とはっきり仮名までふって記述している。「だいじょうかん」の項目で、「維新後の太政官（だいじょうかん）」と意識的に仮名をふっていることを見ても、明らかに明治新政府の呼び名を別に認識させようとしていることは明白である。

そもそも、原告の記述のように使い分けを明示したほうが生徒も誤解をしなくて済むのは明らかである。

以上、上記ルールが存在する以上、検定意見の趣旨は失当と言わざるを得ない。

また、被告は、相変わらず高校教科書が高校についてのものであり、本件検定の対象でもないことから、比較すべき対象ではないという極めて不合理で誤った主張を展開するが、これについては項目23及び25で述べたとおりである。

よって違法検定である。

29 蛍の光

被告は、原告の主張は証拠もなく推測に過ぎないと論難するが誤りである。

『唱歌「螢の光」と帝国日本』（甲第25号証）では、「螢の光」という歌がどのような過程で作られ、そこに当時の文部省がどのように関与したかが詳細に示されている。この中で、歌詞については、文部官僚の再三の指摘を受けた。特に4番については、国民に国境・国土防衛などの意識を持たせるためにつくられたと書かれている。

被告の主張は成り立たない、違法検定である。

30 金印

被告は、「本件の検定意見を付した趣旨は、「西暦57年、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」という記事が『後漢書』にのっています。」との記述が、その態様からして、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」の部分が『後漢書』の引用と評価されるものであるところ、『後漢書』では光武帝が賜ったのは「印綬」と記述されていることを踏まえると（乙A28の30の1及び2）、不正確な記述である点に求められる。」と主張する。

それでは、東京書籍の本文はどのように書かれているだろうか。そこには、「また『後漢書』には、現在の福岡県にあった奴国の王が、1世紀半ばに漢に使いを送り、皇帝から金印を受けられたと記されています。」とある（乙A27の30の2）。被告は、この文章は「後漢書」の引用ではないといい、本件申請図書の説明文は引用だという。2つの申請図書の内容はほぼ同じであり、引用か引用でないかの判断はかぎ括弧（「」）があるかないかしかない。

しかし、被告は、かぎ括弧があるかないかにかかわらず、本件申請図書については、中学生は、そのまま『後漢書』に書かれていると評価する、というが意味不明であり、不当である。

これまで被告は、かぎ括弧の有り無しで着目する文章が原典の引用か、引用ではないかを判断してきたが、番号35「ピラミッド」で被告のこの主張の矛盾を原告から指摘されて、その主張を撤回した。その経緯は番号34を参照されたい。

しかも、東京書籍では、「皇帝から金印を受けられたと記されています。」とあり、本件申請図書では「「光武帝は金印を賜った」という記事が『後漢書』にのっています」であり、意味はほとんど同じであるとしても東京書籍のほうが「記されています」とより直接の引用であるといえなくもない。

この経緯を踏まえたうえで、上記2つの文章を改めて比較してみると原告の申請図書本文と東京書籍本文はカギ括弧の有無を除いてほぼ同じであって、本件申請図書本文が『後漢書』の引用と評価されるとはいえない。もともと本件申請図書の本文は後漢書の部分要約であって引用ではない。

それ故、東京書籍の本文には検定意見を付けないのであれば、原告の説明文にのみ検定意見を付けるのはダブスタであり、違法検定である。

原告の申請図書を何としても不合格にしたい被告は詭弁を弄し、歴史の大きな流れを中学生に理解させるよりも、文章を読んだ中学生がその記述が引用か、部分要約かという評価（判断）に議論を歪曲化した違法検定である。

3.1 日本の世界遺産

被告は、都合の悪い資料が出てくるとすぐに、「関係のないものだから、比較の対象とならない」と逃げるが、論理的に原告が第2準備書面で再反論している以上、これにきちんと論理的に反論すべきである。

また、原告による「慰安婦」の国の割合の主張についての反論も、被告第4準備書面では「朝鮮・中国・フィリピン」が例示であることを明示しているから、これを読んだ中学校段階の合理的一般人において、例示された3か国以外の国からも「慰安婦」が集められたことを正しく認識することができるのであって、当該記述に「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」はない。」という驚くべき主張を展開した。ここまでくると、もはや暴論である。

残念ながらこの記述では間違いなく、生徒の大半が、その3か国から主に集められたと誤解する。全体の半数が日本人である事実を読み取ることは100%不可能である。

これこそ被告による「誤解する、しない」の解釈が恣意的である決定的な証拠である。
ダブスタであり、違法検定である。

32 この150年

原告は、「この150年間」は現在から150年と読むべきである旨主張するのに対して被告は、「現在から150年と解した場合は黒船来航から約20年間が捨象されることとなるところ、そのことに合理的な理由はない。」という。

黒船来航によって大きな衝撃を受けた日本は欧米列強に対抗して富国強兵を打ち出すが、黒船来航の直後から直ちに近代化に着手できたわけではない。日米和親条約を締結して後、安政の大獄や桜田門外の変などを経て、明治新政府が発足する。しかし、それで新しい体制が整ったわけではなく、1872年に学制を発布し、翌年徵兵令により国民軍を創設した。この頃になってようやく近代国家へ向けた基盤が確立し、殖産興業のスローガンのもとこれ以降150年間本格的な工業立国に向けて発展したのである。その条件をつくりだすために国家のありかたを大きく変革する明治維新が必要だったのである。

以上の通り本件検定は、違法である。

3.3 仁徳天皇陵

被告は、本件申請図書の「登場人物紹介コーナー」という年表中の、「仁徳天皇」「世界一の古墳に祀られている」の記述（乙A27の33の1、甲1の19頁）中、「祀られている」は「葬られている」と記述すべきであるという。

そして、この度、被告は、「古墳の最も基本的な機能は「葬る場」すなわち墓である」から「古墳の説明において「祀る」と記述することは、遺体が葬られていることを「祀る」と表現することが正しいと誤って理解するおそれがあるから、原告の主張は理由がない。」と主張するが詭弁である。

ここでの論点は、本当に仁徳天皇が葬られているかどうか考古学上議論があるのであって、古墳とはどういう所かを論じる場ではない。仁徳天皇陵に、仁徳天皇自身が葬られているかどうか考古学上疑念が持たれているので、本当に仁徳天皇自身が被葬者であることが証明されない限り、葬られているは議論の余地がある。一方、祀られているは何ら問題がない。事実、仁徳天皇陵には鳥居が立ち、拝所あるのだから祀られていることに誤りはない。

検定意見をつけるところではないのに検定意見を受けたのは違法である。

3.4 ピラミッド

これまでの「」の引用に関する双方の主張について順をおって整理する。

まず、被告第3準備書面中、「なお、原告は、「限られたスペースに収めるために（中略）要約した。普通に行われていることである。（中略）「」は直接引用に限るという文章構成上の規則はない。」とも主張するが（訴状別紙2・43ページ）、かぎ括弧を付すことにより引用であることを示すということは一般に行われているものといえる」（下線は原告）とした。

その主張に対し、原告第3準備書面において、東京書籍の『破壊』の記述が、「」をつけて要約引用をしているがこれに検定意見が付されていない、と指摘したところ、被告は一転して、第4準備書面では「「」は直接引用で用いるべきという前提になっていない」と論点をずらしてきた。

以上により、被告は、「」に規則はないということを認めたということになる。

その上で、当該記述については、「」を使用し、その“書きぶり”から要約でないと判断するとして「これがたかも正確な引用と誤解されることのないよう、要約である旨を明示したり、そのままの引用ではないことが分かるような工夫がされるべきである」とする。

しかし、その一方で、東書の『破壊』については、「差別されないために、自分が被差別部落出身であることを他人に明かすな」という記述部分は、「破戒」の内容を解説するコラムの中の一部であり、全体としてそのままの引用ではなく要約だと判断できる内容になっている。という。要約である工夫がなくとも、これは要約と判断できるからいい、というわけだ。

結局、要約か否か、の判断に明確なルールはなく、被告の恣意的な判断一つであり、呆れる主張である。　　違法検定である。

35 中国文明の3大要素

被告は、「「といわれています」という定型的な表現」を付すると、「通説ではなく一つの考え方」となる「原則」は、原告による根拠のない推測にすぎず、このように、通番35と通番36は、それぞれ文脈が異なるのであって、「いわれます」「いわれています」の持つ具体的意味合いも異なるので、これらを同視する原告の主張には理由がない。」と反論する。

この議論は何の説得力もない。「～といわれています」という定型化した表現が、「文脈」によって従属節の文の意味内容に規定されて個別の意味を変えるという理論になっているからである。そんな文法理論はあり得ない。ローマ人の祖国意識の場合はこうだ、と被告が述べているところを読んでみよう。

「といわれています」が付されたことによって、文脈上、特定の兵士や特定の時期において当該祖国意識があったと読むことが可能であるから…誤解するおそれはないと判断される。

これは、何のことやら、さっぱり分からぬ議論である。ダブルスタンダードを指摘されて、被告はうわごとを言い出したとしか思えない。すなわち、このケースは、合理的な弁明の出来ないダブルスタンダードが露呈したものであり、違法検定である。

36 ローマ帝国と祖国

被告は、「ローマの「祖国」意識について断定的に過ぎる」とし、その理由として、「軍隊全体やローマ帝国の全時代・全地域を通じて概括するのは困難な状態である」からであるという。しかし、この指摘は当たらない。原告は、軍隊全体やローマ帝国の全時代・全地域が「祖国」意識を持っていたとは述べているのではない。帝国には、勃興期、全盛期、衰退期があり、どの期間をとっても帝国の形態が同じなどということは歴史上あり得ない。

通常、その帝国の特徴を述べるのはその帝国が最もその帝国らしい時を指すのが常識である。ここでは、ローマ帝国が最もローマ帝国らしい時には軍隊が「祖国」意識を持って戦ったので強かったという一般論を述べているだけである。そして、この「祖国」という意識を持つことがローマ帝国の遺産として後世に残ったと述べているに過ぎない。

次に、被告は「「「祖国」という意識」が政治制度とどう関係するのかは自明でなく、学習目的との関係は不明瞭である」と述べる。平和が当たり前と考える被告には思い至らないようであるが、政治制度が円滑に機能するには外国との関係が円滑であることが大前提である。そして、一朝ことが起こった時は強い軍事力をもって自国の安全を守ることが不可欠である。実際に軍事力行使するのは軍隊であり、その軍隊の士気を高めたのが祖国のためにという「祖国」意識であるということである。国家が独立自存して政治制度を機能させるには、外交と軍事力が密接不可分に機能しなければならないのである。

37 邪馬台国

被告は、「ここでの検定意見は、「魏志倭人伝には」「と記されていました」と記述していることから、その間にある「倭の国には（中略）おさめていた」という部分が、そのまま「魏志」倭人伝に書かれているものと評価できる書きぶりとなっており、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人もそのように理解するものといえる。しかし、実際には当該部分は「魏志」倭人伝の中に散在する記述をまとめて要約したものであって、そのままの引用ではないから、これがあたかも正確な引用と誤解されることのないよう、要約である旨を明示したり、そのままの引用ではないことが分かるような工夫がされるべきであるというのが、本件の検定意見を付した理由である。」と述べる。

しかし、この部分は前回検定では検定意見を付されなかった。その理由について被告は、「「前回の検定は平成26年度に行われたところ、平成29年に学習指導要領が改訂されたことにより、「調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習を重視すること。」等について新たに規定されるなど、資料を読み取る力がこれまで以上に重視されることとなった（乙A29の2・53ページ）。このように、「前回の検定」と本件検定では学習指導要領が異なっており、本件検定ではその改訂の趣旨も踏まえ、検定意見を付したものである。」と回答した。

しかし、「調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習を重視すること。」であるからといって、資料が引用か要約かについて直接的論理関係はない。これによって、一律に、解釈を引用と要約を分けることを定めていなければ検定意見は違法である。

では上記のとおり、どの会議においてそれが定まったのか、それを明示する議事録を示せ。
一求釈明4

38 爭いのない社会

被告第4準備書面で、被告は本件申請図書の都合のいい「切り取り」を行っている。

争点となるミニコラム⑧の説明には「倭人（日本人）の性格と倭人社会の特徴が書かれている」（下線は原告）とあるところ、被告は「⑧…の記述は、「倭人社会の特徴」を説明する文脈で紹介されており、」と、被告に都合の悪い「倭人の性格」をわざわざ抜いて、都合のいい部分だけをもってその後の論を展開している。⑧の記述は、「倭人の性格」が先にあるように人の特色を説明したものであることは明白で、実際、この⑧を読めば「人」の特色であると誰もが理解できる。

よって、被告のいうところの「「争いの少ない」や「争いごとが少ない」とは倭人社会における共同体間の争いとも理解できる」（下線は原告）と都合よくはならない。従って共同体間の争いについての⑦や本文の記述とは何ら矛盾をしない。

都合のいいところだけをつまみ出し、結果として、「～～という理解もできる」といった被告お得意のペテン論法は通用しない。

なお、被告はさらに、原告の説明が訴状から変遷していると論難する。しかし、これは当たらない。訴状では「一般 v s 邪馬台国」の見地から、また第3準備書面では邪馬台国においての見地から見たものであるが、両者は両立しうるのである。原告の説明が変遷したという事実はない。

いずれにせよ、これまでの再三の主張の通り「共同体間の争い」を示す記述と、倭人の特色を示す記述は明確に分かれており、矛盾は生じない。

いいがかりも甚だしい、違法検定である。

3.9 前方後円墳

被告の議論は、教材の位置づけや文脈を無視して、本件申請図書を意図的に曲解する姿勢が顕著である。例えば、原告が「本件申請図書は、古墳一般の築造方法が時期や立地にかかわらず同一であると述べているわけではなく、最盛期の古墳に大まかにあてはまる古墳のサイズと耕地の広がりの関係に着目するよう誘導しているに過ぎない」と書いたことについて、被告は、次のように批判する。すなわち、本件申請図書は「古墳の形式の中から4つの形式を紹介し、これら4つの形式に共通する特徴として、古墳の土が、溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返されたものであると断定的に述べた上で、4つの形式の古墳の大小は農地の広がりと関係していると理解させる記述となっている」（下線は原告）と論じる。

しかし、これは曲解である。まず、このコラムのタイトルは「前方後円墳」であり、最盛期の古墳を取り上げている。これが前提である。そして、その内容は3つに区分され、次のようなことが書かれている。

①前方後円墳の定義

②古墳の大小と農地の広がりの関係に着目させる

③ 大和朝廷による鉄資源の配分と前方後円墳の広がりが関係すること

このように、このコラムの全体が「前方後円墳」の説明なのであり、①も②も③もすべて、前方後円墳に関する説明である。古墳の4つの形式は単に「前方後円墳」の定義のために持ち出されたに過ぎない。それを被告は、上記引用のとおり、下線を施した言葉をわざと補い、②の記述が4つの古墳形式の全てにあてはまるかのように曲解した上で批判しているのである。

被告の原告準備書面に対するこのような読み方が不自然であることは、被告自身がその実践によって示している。すなわち、原告が「一発不合格」処分を受けたあと、翌年度に検定を再申請した際に、本件申請図書の「溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げたのです。古墳の大小は農地の広がりと関係しています。」という文言のうち、下線を除いた一文がそのまま合格しているのである。もし被告の準備書面がのべているようなことが正しいのであれば、初期の尾根切り古墳は「掘り返された土」を利用したものではないから、検定でこのような文章が合格するはずはない。つまり、被告の準備書面での主張は、自らの検定で実践していることとも矛盾する、訴訟戦術としてのタメにする強弁なのである。

以上のとおり、被告の言辞と行動は矛盾しているから被告の主張には理由がなく、従ってこの項目に関する検定意見も違法である。

40 聖徳太子と律令国家

被告は、「聖徳太子は、内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代律令国家建設の方向を示した指導者でした」との記述（乙A27の40の1、甲1の47頁）は、近年の学説状況を踏まえていないという。一方で、被告は「律令国家へ方向づけをした」（甲1・19ページ）と書かれている番号33で取り上げた年表中の表記については、教科用図書の記述として不適切とまではいえないと述べる。

「古代律令国家建設の方向を示した指導者でした」と「聖徳太子 日本の律令国家への方向づけをした」の意味は同じである。ただ、被告は後者について「当該ページでは、中大兄皇子と天武天皇が太線で囲まれ、天武天皇が「律令国家の建設者」と記載され、聖徳太子はその囲みの前段階に配置されているという視覚的工夫もされているところである。」と言い訳をするが、原告は被告が述べるような視覚的工夫は一切していない。

確かに被告が述べるように、聖徳太子の時代はまだ律令制度がそれほど知られていたわけではなく、明確に律令制度の国家をイメージしていたわけではないにしても国家としてのまとまりのある体制構築を目指していたことは明かである。それが結果的に律令国家に結実したのであるから、中学生が大きな歴史の流れを理解するには律令国家を目指したと記述して何ら問題はない。

原告の申請図書に検定意見をなるべく多く付けて不合格にしようとする被告の恣意的な検定意見であり、違法である。

4.2 全国の御家人

被告は、「二階堂氏及び千葉氏の双方は九州に領地を持っていることから、「呼びかけ」の対象になったものである」として、原告の訴状に反論しているが、原告訴状には、それらに加え、「『兼光卿記』から北条時貞、式部大輔時弘が鎮西に向かうと記されている」とある。この九州に所領を持たない、北条時貞と式部大輔時弘については、第4準備書面においても反論がなされていない。こちらも都合が悪くスルーしたのだ。

少なくとも、この2名についての反論がなされない以上、「九州に所領を持つものだけが呼びかけの対象になった」という被告の主張は完全に破綻する。

違法検定である。

4.3 十三湊の交易の主体

原告第3準備書面でも述べたが、単元26「東アジアとの交流」は、そのタイトルの通り日本、または日本人を主体とした東アジアとの交流を説明している。その単元のそれぞれの見出しは「日明貿易」「朝鮮との貿易」「琉球の中継貿易」「蝦夷地との交易」であって、やはり主体は日本人である。

「蝦夷地との交易」の記述について被告は、本件申請図書の、「蝦夷地（北海道）では、アイヌとよばれる人々が、狩猟や漁業を行っていましたが、14世紀ごろに、津軽（青森県）の十三湊を拠点にした交易が始まり、鮭・昆布・毛皮などをもたらしました」との記述（乙A27の43の1、甲1の87頁）について、「アイヌとよばれる人々」が主語となっているから、十三湊は、アイヌ人だけの交流であると誤解するという（「アイヌの人々以外の人々ではなく、アイヌと呼ばれる人々が十三湊を拠点に交易活動を行ったものと誤って理解するおそれがある」という主張から、「蝦夷地の人々（アイヌの人々）が十三湊（青森県）を拠点としたものと読める」（から）と主張を変えた。

「読める」とは、読もうとすればそのように読めるということであって、被告は自分の不自然な解釈を主張している。主体は日本人であることを被告は分かっていながら、それを無理やりアイヌに置き換えようとするから「読める」と言わざるを得なくなる。

そして、令和2年度の再申請でこの部分を、「蝦夷地（北海道）では、アイヌと呼ばれる人々が、狩猟や漁業を行っていましたが、14世紀ごろに、津軽（青森県）の十三湊を拠点にした交易が始まると、鮭・昆布・毛皮などをもたらしました。」に変更すると、検定意見は付かなかった。

このことについて被告は、「構文上、並列関係に立つのは「狩猟や漁業を行っていた」と「鮭・昆布・毛皮などをもたらした」の2点であって、「十三湊を拠点にした交易が始まると」は副詞節として「鮭・昆布・毛皮などをもたらした」を修飾している。そのため、「アイヌの人々」が主体となるのも、「狩猟や漁業を行っていた」と「鮭・昆布・毛皮などをもたらした」の2点のみである」というが、この主張は誤りである。

元の文章の第二節「津軽（青森県）の十三湊を拠点にした交易が始まり」の「始まり」は時間の経過を示す自動詞であって、もともとの文章が副詞節である。しかし、この節の主体を無理やりアイヌにすれば被告の主張するように読めるが、構文上正しくない。もし、アイヌを主体にするのであればこの節は構文上「津軽（青森県）の十三湊を拠点にした交易を始め」とならなければならない。

平成26年度検定で何ら問題のなかった文章をこねくり回して、3つの節の主体がいずれもアイヌであるとした分析は誤りであるから、この検定意見は原告の申請図書に何としても検定意見を一つでも多く付けて不合格にしようとした、被告の違法検定である。

平成26年度の検定では検定意見がつかなかったものが、令和元年度の検定では検定意見がついたことについて、令和元年度検定時点での適否変更の判断に至った、その根拠資料と、会議録を示せ—求釈明5

4.4 朝鮮出兵（世界最大規模）

被告は戦争の規模を比較する要素として、被告のあげる、①動員数や、②戦費の額では足りず、③死者数、④終戦までに要した年数、⑤戦闘地とされた地域の広がり方、などが考えられるとして、原告のあげる①や②はその一部に過ぎないという。

しかし、戦争の規模を示す指標は、やはり動員数がもっともふさわしいものであることは動かない。なぜなら、動員数こそその国や社会において戦争に関わる人々の数を示す直接的な指標であって、他のものに代えることはできない。被告のあげる③死者数は、戦争の激しさ（激戦度）を示すものであって、規模を示すものとは次元が異なる。④終戦までに要した年数というのも、例えば「100年戦争」を例にあげれば、戦争が断続的にだらだらと続いたからといって、その年数分だけ大きい規模の戦争になるというわけではない。やはり、そこでの動員数を指標とすべきである。⑤地域の広がりは動員数にほぼ比例するであろうから、現実的にデータの得られやすい指標をもとに規模を比較することを無効にするものではない。

この時代の動員数を指標にした議論として、例えば、杉晴夫『腹背の敵』（文芸社）は、「秀吉は全国から30万人の軍勢を動員することができた。彼はこのうち15万から20万人の大軍を朝鮮に進行させたのである。当時世界でこれだけの動員が可能な国は、中近東から欧洲の一部に跨ぐる大帝国、オスマン・トルコと、インド亜大陸を征服したムガール帝国のみであった」と書いている。

もし、被告が原告の記述した命題（女の子の吹き出しのセリフ）を積極的に否定しようとするなら、被告の上げるデータをすべて集めて規模を比較するモデルをつくり、原告の主張が成り立たないことを証明するべきであろう。おそらくそんなことは出来そうにもないので、被告としては不可知論に逃げ込んで混ぜ返し、原告の申請図書の命題を擱め手から否定する作戦に出たのである。

しかし、動員数で戦争の規模を代表させることは十分に成立する合理的な研究の手法である。しかも、原告は比較の手続きにおいて慎重を期して、得られたデータのなかから、当該の戦争についてはその中の最小の数字を選び、他方、比較対象の事例については最大のデータを選んで比較したのであるから、十分に妥当な手続きを踏んでいるのである。

よって、被告の行為は違法な検定である。

4.5 間宮海峡

被告の今回の準備書面における主張は、次の3点にまとめられるであろう。

- ①「間宮隊」なる探検隊が存在したわけではなく、むしろ松田を上司とする指揮命令系統にあったから、原告のあげた南極発見や法隆寺の建立などとは事実関係が異なる。
- ②先に西海岸を踏査した松田が初めて樺太が島であることを発見したのであるから、これを間宮の成果だと評価することは、不正確な解釈である。
- ③「間宮海峡」という名称が定着したのは、シーポルトがそのように紹介したことによるものである。

以下、この議論の誤りを指摘する。

第一に、「間宮隊」なる探検隊が存在しなかったことは被告の言う通りで、これはあくまで比喩として述べたに過ぎない。そのことは被告も、「探検隊」なるものが存在しないということについて、「そのこと自体は原告も前提にしていると思われる」と注記的に書いていいるところである。幕府から派遣された間宮林蔵は29歳、松前藩から派遣された松田伝十郎は40歳であったから、「指揮命令系統」とまで言えるかどうかは別として、踏路の選定と分担をおのずから松田が主導したことは確かで、その点、南極探検隊の例のように「上司一部下」のカテゴリーを連想させる事例を挙げたことはあまり適切でなかった点のあることは認める。しかし、前回述べたことは、間宮林蔵の樺太探検を全体として一つの業績としてとらえるならば、後で述べるとおり、松田の「発見」はその一部をなすに過ぎないともいえるので、「全体一部分」関係としては、やはり南極探検隊の比喩は妥当する面があるのである。

第二に、今回の争点の核心となる、間宮の樺太探検の業績の全体的評価の問題に移る。原告の訴状や最初の準備書面では、総括的にしか述べてこなかったので、今回は事実関係にさらに踏み込んで述べる必要がある。以下の記述については本問後の地図参照。

間宮林蔵の樺太探検は実は二回行われたのである。第1回は1808年（文化5年）で、第2回は1809年（文化6年）である。被告のあげた書証（乙A第28号証の45の2）の文献（赤羽榮一の著書）でも、「第一回」「第二回」と名づけて整理している。第1回の探検は、1808年4月に、松田伝十郎とともに宗谷を出発し、樺太の西側ルートを松田が、東側ルートを間宮が進むことになった。どちらかが樺太の北端を経由し両者が出会えば、それで樺太が離島であることが確認できるわけである。ところが、東ルートを行った間宮は、途中で挫折し、樺太西岸の松田のもとへ向かい、二人は合流した。その2日前の6月20日、松田はラッカ（ナッコともいう）という地点で、樺太が大陸から分離した島であることを「発見」していた。これが、被告がよりどころとする「松田伝十郎先行発見説」である。しかし、この説には重大な疑問がある。なぜなら、このとき松田が到達したラッカは、北部樺太の西側の海岸線の中間あたりに位置する地点である。そこから先には彼らは足を踏み入れていないのである。ラッカは大陸と島が最接近する地点に近く、それより北は海が開けているように見えることと、現地の住民から、6日ばかり北航すればヌエフトというところに出られると聞いたことなどから、松田は樺太が離島であると「推定」し、「確信」したのである。この確信は結果的には正しかったが、厳密に

言えば、松田は樺太の北端まで実際に行ったわけではなく、住民の伝聞が判断の根拠であった。これを「発見」といってもいいが、後の間宮の成し遂げたこととの相対評価で決めるべきものである。松田と間宮は宗谷に戻ったが、そこで間宮は東ルートの探検を途中で放棄したことを叱責された。そこで間宮は直ちに、再度の樺太探検を志願し、決死の覚悟で7月、今度は単独で宗谷を出発する。樺太が島であることを確認する任務を果たせない限り、生きて帰らないことを宣言したエピソードはよく知られているところである。こうして第2回の樺太探検が始まった。間宮は、西海岸に沿って進み、ラッカからさらに北に進んだ。しかし、探検は困難を極めた。現地のアイヌが先に行くのを怖がって同行から次々と離脱したからである。翌年の1809年5月、間宮は樺太西海岸北端の集落ナニオーに到達する。ここは島と大陸がもう一度接近する場所で、その海峡の北側には太海が開けていた。だから、実際に大陸と樺太が海に隔てられていることを自分の目で確認したのは、1808年の松田伝十郎ではなく、1809年の間宮林蔵なのである。それだけではない。間宮林蔵はアイヌの酋長の船で対岸に上陸し、ユーラシア大陸の東海岸を踏査することによって、樺太が離島であることにダメを押したのである。もちろん、松田伝十郎に何の功績もないわけではない。松田の探検の成果の積み重ねとして間宮の業績がある。しかし、ことの性質上、海峡発見の最大の貢献は間宮林蔵に帰せられるべきであろう。

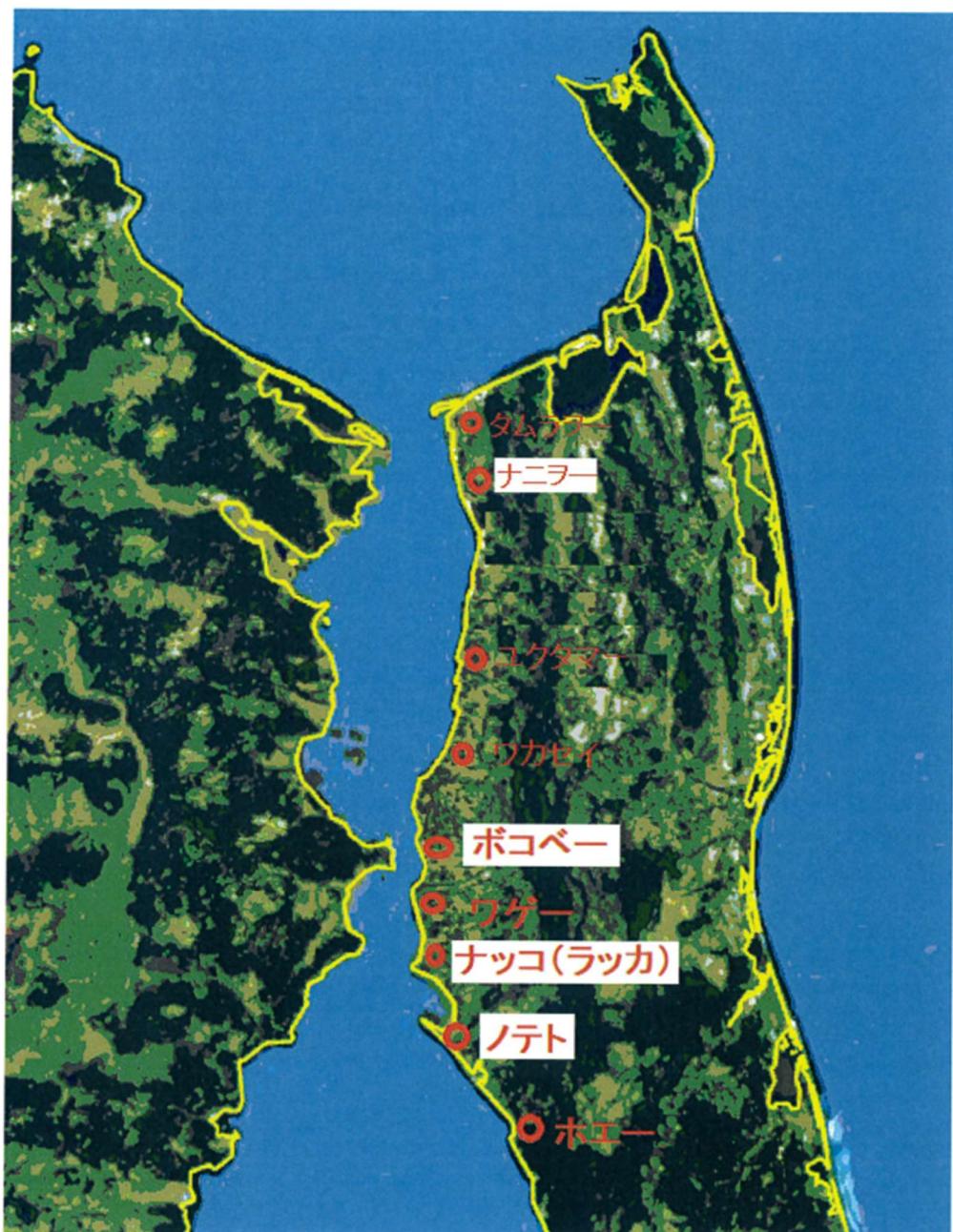
第三に、上記のことからして、「間宮海峡」という名称が付けられたのは、シーボルトが世界地図に書いたからというだけでなく、それなりの理由があったのである。

以上の検討を踏まえて、令和元年度検定が違法検定である理由を述べる。今回、被告は異常なまでに松田伝十郎を評価し、間宮林蔵が間宮海峡を発見したと書くのは誤りであると言わんばかりの勢いである。実際にはそんなことはしていないだけでなく、各種の教科書を点検すればわかるように、従来、文科省は「松田伝十郎先行発見説」を書けど強要した事実はない。従って、松田伝十郎の名前が出て来る歴史教科書は管見の限り無い。かりにあっても少数にとどまるであろう。ただし、間宮林蔵の「発見」と書いているものと、「確認」と書いているものの両方のケースがある。それは前記の事実関係に対する執筆者の評価を示していることになり、文科省は両方の立場を許容してきたのである。

ところが、今回、令和元年度検定で自由社に検定意見を付けたのは、ひたすら自由社の検定意見数を増やして「一発不合格」にもって行こうとする邪な動機に発するものである。令和2年度の自由社の再申請検定では、「間宮林蔵は蝦夷地から樺太にかけて踏査し、従来大陸の陸続きであると思われていた樺太が島であることを世界で初めて発見しました。」という本文の記述から、「世界で初めて」という表記を削除して合格した。これを削除すれば合格だというわけだが、「発見」だけでも意味は同じである。『広辞苑』の「発見」の語義は、「はじめてみつけだすこと」となっている。従って、内容的にも擁護の語義の上でも原告の本件申請図書に、この検定意見を付ける必要は全くなく、必要のない検定意見をつけた被告の行為は違法である。

間宮林蔵 nippon.nation.jp

日露・日ソ関係 北辺探検・開発 ゆかりの人



4.6 錦の御旗

被告のあげる、いわゆる「②の論点」の扱いについて問題を整理する。そもそも、令和元年度検定における検定意見は「①の論点」のみであったので、「②の論点」は論ずる必要がない。にもかかわらず、被告は、相変わらず検定意見の中に「②の論点」も含まれていたと主張して譲らない。もう一度、よく、指摘事項と検定意見の関係を読んでいただきたい。

「かつて、承久の乱の後鳥羽上皇や…がかけました。」（本件申請図書原文）

「承久の乱で後鳥羽上皇がかけたとするのは断定的に過ぎる」（検定意見）

「後鳥羽上皇が承久の乱においてこのようなデザインの旗を掲げたように誤解するおそれがある」（反論認否書。下線は原告）

検定意見で指摘されたのは、後鳥羽上皇が（どんなデザインであれ）錦の御旗を掲げたかどうか、という点に関して「断定的に過ぎる」とされたのである。ところが、反論認否書では、「このようなデザインの」という限定が付け加えられたのである。これは検定意見とは異なる論点の提示であることは疑いがない。文科省は自信がなくなつて、論点をスリ変えたのである。従つて、検定意見になかった「②の論点」については、論ずる必要がない。

次に、「①の論点」についていえば、被告は、「御旗」にふれた「承久記」の前田本が、早くても14世紀に成立したものであり、1221年に起きた承久の乱の実態をそのまま示したものとは見なせない、と主張する。

しかし、100年後に成立した文献だからといって、それだけの理由で疑いをさしはさんでいくならば、前近代の歴史はほとんど書けなくなるだろう。『吾妻鏡』は「壇ノ浦合戦」（1185年）から100年以上たった鎌倉時代末期の正安2年（1300年）頃に編纂されたが源平合戦の資料として利用されている。

『承久記』は軍記物語だから同列ではないというかもしれないが、平治元年（1160年）の「平治の乱」については専門家達が正治元年（1199年）以降に成立した『平治物語』を使用している（例えば、河内祥輔『保元の乱・平治の乱』 吉川弘文館）。まして『承久記』は『将門記』とならんで軍記物語の中でも資料性が高いとされている。そもそも軍記物語の多くは誰かの日記や記録を元にしているので荒唐無稽な創作ばかりではなく史実が踏まえられている。

原告が言及した国史大辞典や一般の歴史書には、承久の乱において「錦の御旗」が掲げられたことは普通に書かれている。どんな事実についても史料批判に基づく学問的検証を行うことは大切なことであるとはいえ、学界における細部の詮索を教科書検定にそのまま持ち込むことは誤りである。

『承久記』のかなり具体的な記述が、実は後世の創作であり事実ではなかつたとする研究論文を示し、それが学界の通説となつてることを被告が証明しない限り、このようなやり方で学界の細部の議論を教科書検定に持ち込むことは、検定の趣旨を逸脱した違法行為である。

4.7 無法地帯

被告は、本件申請図書の「清朝滅亡後の中国は、軍閥の割拠する無法地帯と化しました」との記述（乙A27の47の1、甲1の199頁）中の、「無法」について、抽象的であり、生徒が理解し難いたという。それに対して原告が、検討すべき言葉は「無法」ではなく「無法地帯」だとし、「無法地帯」とは、「国の法律や行政の影響が及ばない場所もしくは治安の悪い地域」のことであり、そこでは軍閥同士の争いが絶えなかったと反論した。

すると被告は、軍閥同士の争いが絶えなかったとは本件申請図書には明示されていながら、原告が主張するように「「そうか、統一国家が順調に成立したのではなく、軍閥が割拠して争う無法状態になったのか」と理解する」とはいえないという。

しかし、そもそも割拠とは「土地を割きとて拠り守ること。それぞれの地方を根拠としてたてこもること」（広辞苑第二版1969年）であって、地方一帯や国全体に目を向けて穩便に、あるいは法的に統一しようとする思いとは正反対である。それは必然的に軍閥同士が争うことになるのであって、割拠という言葉自体が、争いが絶えないことを明示している。

被告は、また「成立当初の中華民国においても、国全体を適用対象とする基本法自体は制定されていたという歴史的事実があるのであって、原告の主張は前提を誤るものである。」と主張するが、「地方軍閥が治安維持の役割を担った」のは精々が軍閥内部の治安維持までであって、軍閥同士の争いを制御する機能は持ちえない。まして国全体の治安を維持することは、法律があったとしても効力はない（国全体の治安を維持する機関が無かった）。この状態は法律の有る無しには関係がないことであり、この状態を無法地帯というのである。

したがって、「清朝滅亡後の中国は、軍閥の割拠する無法地帯と化しました」との記述が抽象的であり、生徒が理解し難いとの検定意見は違法である。

ある特徴を一般的に書くとそれは抽象的記述にならざるを得ない。そのような記述に注文を付ければほとんどの歴史書は失格となる。「無法地帯」に対する検定意見は象徴的である。被告は、「無法地帯」に何ら反論しないが、その見解を問う。—求釈明6

4.8 コミンテルン

被告は中支被難者連合会編『南京漢口事件真相 揚子江流域邦人遭難実記』の資料価値について、「事件被害者の救済を各方面に訴えていた団体が事件遭遇者の談話及び報道等を基に編纂したものであり、南京事件が「共産党の計画的暴挙」であるか否かについて客観的に分析したものとはいえないことから、その点に関して資料としての価値が高いとは言えず、当該文献の記述のみをもって「南京事件」が「共産党の陰謀」であることを歴史的事実として評価することはできない」という。

原告が「当該文献の記述のみをもって」判断しているわけではないことは被告も認めているにも関わらず、このような論難をするのは不当である。それにおいても、この記述には被告の、中国共産党に対しては極めて好意的で、他方、その被害者である日本人の証言については頭から資料価値を認めないダブルスタンダードぶりが徹底している。

その極端な事例として、1937年の日本軍によるとされる別の「南京事件」について、被告がどれほど寛大な検定を行っているかを示す。原告が「一発不合格」処分を受けた令和元年度検定と同じ時期に検定を受け合格した学び舎の歴史教科書の、1937年、日本軍が南京市民に対して行ったとされる「南京事件」の資料として、当時8歳だった夏叔琴の次の証言が掲載されている（甲第26号証）。

南京市に住んでいた夏叔琴（当時8歳）の話

昼近くに銃剣を持った日本兵が家に侵入してきました。逃げようとした父は撃たれ、母と乳飲み児だった妹も殺されました。祖父と祖母はピストルで、15歳と13歳だった姉は暴行されて殺されました。私と4歳の妹は、怖くて泣き叫びました。銃剣で3カ所刺されて、私は気を失いました。気がついたとき、妹は母を呼びながら泣いていました。家族が殺されてしまった家で、何日間も妹と二人で過ごしました。

（一部要約）〈笠原十九司『体験者27人が語る南京事件』より〉

1927年の南京事件では、日本人の事件遭難者の「談話」であるという理由で資料価値を批判した同じ被告が、1937年の南京事件については、疑問点が山のように浮かぶ、このような怪しげな「話」を、ノーマークで、そのまま教科書に掲載することを認めている。中国共産党の宣伝の目的をもって集められたこれらの証言を、資料価値に一片の疑問も持たず掲載させるならば、日本の被害者の証言の資料価値を疑うのはスジが通らない。

よって、これは資料価値の評価における究極のダブルスタンダードであると言えるので、違法な検定である。

49 インドネシア独立記念日表記

被告提出の証拠（乙A28の49の2）について、被告第4準備書面は次のようにいう。

「日本軍政下のインドネシアにおける紀年法として、日本国内で通常用いられている元号や干支あるいはその組合せではなく、皇紀が用いられていたことについて、「皇紀二千六百年（原告注：1940年（昭和15年）が該当する。）の祝賀で絶頂期を迎えた皇紀がその勢いのまま占領地で使用されていた」（同号証17ページ）と分析した上で、独立宣言時のインドネシアにおいて採用しうる紀年法としては、皇紀のほかに「ヒンドゥーのサカ暦」、「イスラーム暦」、及び「西暦」があったものの、後三者のいずれについても採用し難い事情があつたことを指摘している。これらに比して、皇紀は、「日本軍のお膳立てで独立準備を進めてきた関係もあり」、採用に対する抵抗が少なかったと推測されると論じており、インドネシアの独立準備に対する日本の寄与を否定的に評価する記述は見当たらない」」（下線は原告）

上記証拠についての被告の評価により、日本軍が独立を大きく支援したことに加え、当時の状況から現地の人間に積極的に皇紀が用いられていたことが逆に証明されているのである。皮肉にも裏付けは被告証拠で充分である。

これに検定意見をつけたのは違法である。

50 共産党政権

1949年に成立した中華人民共和国を、冷戦の歴史を簡略に書いた冷戦年表の中で、「共産党政権」と注記したことが、「共産党政権」であったものと誤解するから検定意見を付けたというのが被告の主張である。そんなことに思い至る生徒は、まず、いないのであって、「生徒が誤解するおそれのある表現」という検定基準がいかに都合良く、打ちでの小槌のように利用できるかを示す一例である。

これについて、前回の準備書面で、①②③の3点にわたって反論したので繰り返さない。被告は相変わらず、生徒が誤解するとの一点張りで、少しも効果的な反論ができない。被告は新たに、政権の人数比まで持ち出して、連立政権だから民主的な政権であり、共産党政権の思うようにはならなかったと教えたいたいようだ。しかし、それなら、今までの歴史教科書に、成立した時の中華人民共和国を「連立政権」と書いた事例があったかを一つでも示していただきたい。また、もし仮にあったとしても、ごく少数の例外に留まることは確実である。

被告は、ロシア革命についても、「ロシア革命は、当初の左翼社会革命党やボリシェヴィキを含む複数の政党から構成されていた期間があり、歴史学上「連立政権」と評価されている」と当たり前のことを書き、「原告の当該主張は事実誤認に基づくものである」と論難しているが、筋違いも甚だしい。原告は「連立政権」といえば言えることを最初から認めた上で、それは些末な二義的な知識であり、歴史教科書に書く必要はなく、わざわざ持ち出すと、かえってことの本質が分からなくなるという観点から、検定意見を一貫して批判してきたのである。

現在の中国を共産党政権であることを否定するものはいないが、被告の主張が正しければ、現在の中国にもいくつかの政党が存在しこれらを総称して民主党派と呼ばれているので、政治形態も連立政権であるといわなければならぬはずであるが、そのように呼ぶのは不適当である。

学習指導要領では、「冷戦」を戦後史の一時代を特徴づけるキーワードの一つとしており、教えるべき基本事項の中に入れている。その観点からして、1949年の中国で、共産党政権が最大の政敵である国民党を台湾に追い出してつくった政権を、「共産党政権の成立」としてとらえることは当然である。これは、時代の特徴を大づかみに把握することの大切さを強調している学習指導要領に即しており、最初に学ばれるべき最も基本的な構図である。本項の年表は、その観点にそって作られた教材であり、どこにも不適切なところはないのに、不要な検定意見を付けたものであり、違法検定である。